

市役所からの お知らせ



*市の事業について、詳しくは各課へお問い合わせいただくか、秋田市ホームページをご覧ください。http://www.city.akita.akita.jp/

児童手当現況届の 提出は6月30日まで

中学3年生(15歳)になった最初の年度末(まで)のお子さんを養育しているかたに児童手当を支給します。手当を受けているかたは、「現況届」を提出してください。

これは、手当を6月以降も受ける資格があるか確認するもので、提出しないと受けられません。用紙は6月上旬に郵送してあります。提出期限は6月30日(月)です。

支給月額 所得制限以下の受給者

- ▶0〜3歳未満(一律)：1万5千円
- ▶3歳〜小学校修了前(第1・2子)：1万円
- ▶3歳〜小学校修了前(第3子以降)：1万5千円
- ▶中学生(一律)：1万円
- ▶所得制限を超えた受給者
- ▶0歳〜中学生(一律)：5千円



*施設入所している児童の手当は施設に支給します。

*18歳になった最初の年度末が過ぎた児童や、施設入所している児童は出生順位に含めません。

現況届提出先(平日のみ)

北部・西部・河辺・雄和・南部の各市民サービスセンター、アルヴェ駅東サービスセンター、岩見三内・大正寺の各連絡所、子ども総務課

農業者年金現況届の 提出は6月30日まで

(市役所3階。郵送も可。〒010-8560 秋田市子ども総務課)
*公務員は職場で手続きしてください。また、出生、転入、施設退所などで新たに受給資格が生じた場合は申請が必要です。子ども総務課へお問い合わせを。

●問い合わせ 子ども総務課
☎(866)2072

引き続き農業者年金を受ける資格があるかどうかを確認する「農業者年金現況届」を6月30日(月)まで提出してください。用紙は5月下旬に農業者年金基金から直接、年金の受給権者へ郵送してあります。
直接次の窓口へお持ちください

農業委員会事務局(市役所分館3階、河辺・雄和の各市民サービスセンター)産業建設担当、JA新あきた各支店、営農・グリーンセンター
●問い合わせ 秋田市農業委員会事務局 ☎(866)2270

秋田市農業委員会の委員 一般選挙は7月6日

投票できるかた▶秋田市農業委員会選挙人名簿に登録されていて、平成6年4月1日以前に生まれたかた

立候補の届出▶6月29日(日)に、市役所2階の正庁(午前8時30分〜正午)、または同分館4階の市選挙管理委員会(正午〜午後5時)へ
投票日時▶7月6日(日)午前7時〜午後6時(投票所は入場券に記載)
期日前投票 日時▶6月30日(月)から7月5日(土)まで、午前8時30分〜午後8時 会場▶①旧秋田市区域のかた：市役所分館4階 ②河辺区域のかた：河辺市民サービスセンター ③雄和区域のかた：雄和市民サービスセンター

*入院中などのかた、障がいがあるかた、要介護5のかたは要件により不在者投票制度を利用できますのでお問い合わせください。

●問い合わせ 秋田市選挙管理委員会事務局 ☎(866)2260

動産をインターネット で公売します

市税の滞納により差し押さえた動産を、ヤフー・ジャパン官公庁オークションで公売します。物件は、市ホームページと左記ホームページで公開中。入札参加申込は6月12日(木)まで。入札は6月19日(木)22日(日)。

ヤフー・ジャパン官公庁オークション
http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/

●問い合わせ 特別滞納整理課

☎(866)8932

食品表示をよく見て 安全安心な食生活を

食品には大切な情報が表示されています。情報をよく見て、安全安心な食生活を送りましょう。

衛生検査課 ☎(883)1181
原材料名▶使用した重量割合の多い順に記載しています。食品添加物は、安全性が確認されたものが規定範囲で使用されています。

アレルギー表示▶食物アレルギーの症状が重く発症数が多い、卵、乳、小麦、えび、かに、そば、落花生は、その成分を含むことを必ず表示。

期限表示▶賞味期限(おいしく食べられる期限)は、品質の劣化が緩やかな缶詰やスナック菓子などに表示、消費期限(安全に食べられる期限)は、急速に品質が劣化する弁当や総菜などに表示されます。いずれも未開封の状態での期限。

保存方法▶レトルト食品に似た真空パックの食品でも要冷蔵のものがあります。食中毒を防ぐため必ず表示を確認しましょう。

表示例

名称	調味梅干
原材料名	梅(国産)、しそ、かつおぶし、漬け原材料(食塩、しょうゆ、はちみつ)、調味料(アミノ酸等)、酸味料、野菜色素 ↑食品添加物 (原材料の一部に小麦を含む) ↑アレルギー表示
内容量	200g
賞味期限	平成26年〇月△日
保存方法	要冷蔵(10℃以下)
製造者	(有)□□ 〇県△市□町



●人口▶319,267人(+1,081)…4月分 出生▶191人
 ・男▶150,092人(+659) 死亡▶324人
 ・女▶169,175人(+422) 転入▶2,212人
 *1年前の人口▶320,518人 転出▶998人
 ●世帯▶134,736世帯(+1,020) ()内は前月比



「宿題もスラスラできるね!」

下浜児童室を開設 放課後も、 みんな一緒に 楽しいね!

5月1日、下浜小学校内に下浜児童室を開設しました。音楽室を改装し、新しくなった室内では、早速子どもたちが勉強したり、本を読んだりして放課後を有意義に過ごしていました。

これで、市内全小学校区に児童館(室)を設置したことになります。子ども育成課☎(826)9048

都市計画の変更案を お見せします

下新城中野地区計画の都市計画変更案をお見せします。ご覧になるかたは直接、市役所4階の都市計画課へお越しください。

なお、閲覧期間中に変更案への意見書を提出できます。

閲覧日時▶6月9日(月)から23日(月)までの平日、午前8時30分〜午後5時15分

●問い合わせ
都市計画課☎(866)2152

河辺、雄和地域のかたへ 7月から建物を建てる ルールが変わります

秋田市には建物を建てる際のルールが異なる2つの都市計画区域(秋田都市計画区域と河辺都市計画区域)があり、都市計画を変更してこの区域を統合します。

この変更により現在の河辺都市計画区域内も、市街化区域と市街化調整区域に区分され、河辺都市計画区域内の大部分は市街化調整区域に指定されます。

●都市計画の変更日(決定告示予定)は7月1日(火)：都市計画が変更された区域では、建物を建てる際のルールが変わりますので、開発・建築行為を計画されているかたは都市計画課へご相談ください。

市街化調整区域になる土地(原則、建物の建築などが制限されます) *市街化調整区域となる都市計画の決定告示日以前から、自己用の住居、店舗、事務所などを建てる目的で所有権・借地権など、土地利用に関する権利を有していた場合は、告示日から6か月以内に「既存権利の届出」をすること、経過的に開発・建築行為の許可を受けることができます(ただし告示日から5年以内完了するものに限る)。

完了するものに限る。

権利取得のため農地転用許可を受ける場合▶権利取得のため、農地法第5条の規定による農地転用許可を受ける必要がある場合は、告示日より前に、その許可を受けていないと「権利を有していた」と認められないので、告示日前までに許可を受けてください。

●問い合わせ 都市計画課 ☎(866)2152

なまごみ堆肥
づくり講座

コンポスターを使った生ごみ堆肥づくりを学びます。参加無料。定員は先着各25人(①のみ30人)。

日時と会場

- ①6月28日(土)、環境部庁舎(内)
 - ②7月4日(金)、北部市民サービスセンター
 - ③7月9日(水)、西部市民サービスセンター
 - ④7月11日(金)、南部市民サービスセンター
- 申し込み 6月9日(月)午前8時30分から環境都市推進課 ☎(866)2943

消費生活出前講座を
随時実施します

消費生活相談員が、悪質商法の手口や消費者トラブルの最新情報を話します。受講者のとりまとめ

や、会場の手配は主催者側でお願います。

●対象▶町内会、婦人会、老人クラブ、学校など(おおむね10人以上)
日時▶平日の午前10時〜午後4時
●問い合わせ・申し込み 市民相談センター☎(866)2016

今月納期の市税は
市県民税第1期です

市県民税の納税通知書は、6月6日(金)に発送予定です。納期限は6月30日(月)。納期内に納めてくださるようお願いいたします。

市税の納付は、簡単に便利な口座振替をご利用ください。振替は、納期の最終日が口座引き落とし日になりますのでご注意ください。

●問い合わせ

納税課☎(866)2059

注意!
軽トラックの
交通事故に注意!

軽トラックの交通事故が多発しています。軽トラックは、前方部分が短いため、衝突すると重大事故につながる恐れがあります。近所への運転でもシートベルトを忘れる、農作業や病院へ向かう途中などは特にご注意ください。

●問い合わせ 秋田中央警察署

☎(863)1111